十条の四第六項第七号の二イ」を「第四十条の四第八項第七号の二イ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第四十条の四第六項第七号の二ロ」を「第四十条の四第八項第七号の二ロ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に、「第二十二項及び第二十三項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に、「第二十三項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第四十条の四第六項の」を「第四十条の四第八項の」に、「第十九項」を「第十七項」に、「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第十七項」に、「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第十八項」に、「第四十条の四第六項第十号」を「第四十条の四第八項第十号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第四十条の四第六項第十一号」を「第四十条の四第八項第十一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第九項から第十二項まで」を「第七項から第十項まで」に、「第四十条の四第六項第十一号ニ」を「第四十条の四第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第十四項」を「第十二項」に、「第四十条の四第六項第十一号ト」を「第四十条の四第八項第十一号ト」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第四十条の四第六項第十一号ヲ」を「第四十条の四第八項第十一号ヲ」に改め、「事業年度（この下に「当該事業年度が特例清算事業年度（同条第二項第十号に規定する特例清算事業年度をいう。次項及び次条第二項第三号において同じ。）である場合には解散直前事業年度（法第四十条の四第二項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度の前事業年度をいう。次項において同じ。）とし、」を加え、「には」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第四十条の四第六項第十一号ヲ」を「第四十条の四第八項第十一号ヲ」に、「の人件費」を「（当該事業年度が特例清算事業年度である場合には、解散直前事業年度）の人件費」に、「（当該」を「（当該事業年度が特例清算事業年度である場合には解散直前事業年度とし、当該」に、「には」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第四十条の四第七項」を「第四十条の四第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）とする。」を削り、「第四十条の四第十項第一号」を「第四十条の四第十二項第一号」に、「第六十六条の六第十項第一号」を「第六十六条の六第十二項第一号」に、「第四十条の四第六項第四号」を「第四十条の四第八項第四号」に改め、「清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第二十八項とする。

第二十五条の二十二の四第一項中「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第十項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に、「同条第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第八項に」に改め、同条第二項中「第四十条の四第十項に」に改め、同条第二項中「第四十条の四第八項第一号」を「第四十条の四第十項第一号」に、「部分対象外国関係会社のうち、その設立の日から同日以後五年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していないもの及びその解散の日から同日以後三年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その設立の日から同日以後五年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない部分対象外国関係会社

二　その解散の日から同日以後三年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない部分対象外国関係会社（前号に掲げるものを除く。）

三　当該事業年度が特例清算事業年度である場合における部分対象外国関係会社（前二号に掲げるものを除く。）

第二十五条の二十二の四第五項から第八項までの規定中「第四十条の四第八項第一号」を「第四十条の四第十項第一号」に改め、同条第九項中「第四十条の四第九項第二号」を「第四十条の四第十一項第二号」に、「同条第八項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第四十条の四第十項第一号」を「第四十条の四第十二項第一号」に、「第六十六条の六第十項第一号」を「第六十六条の六第十二項第一号」に、「第四十条の四第八項第四号」を「第四十条の四第十項第四号」に改める。

第二十五条の二十二の五中「第四十条の四第十項第三号」を「第四十条の四第十二項第三号」に改める。

第二十五条の二十三第一項中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第八項」に、「第四十条の四第八項」を「第四十条の四第十項」に改める。

第二十五条の二十四第一項及び第二項中「第六項」を「第八項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同条第三項中「第四十条の四第十三項」を「第四十条の四第十六項」に改める。

第二十五条の二十六第六項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に、「第四十条の七第六項第九号」を「第四十条の七第八項第九号」に改め、同条第十七項第一号中「第四十条の七第五項各号」を「第四十条の七第七項各号」に、「第六十六条の九の二第五項各号」を「第六十六条の九の二第七項各号」に改め、同条第二十一項中「第二十五条の二十二第一項及び第二項」に改め、同条第二十二項中「同条第五項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　法第四十条の七第二項第十一号に規定する政令で定める日は、同項第九号に規定する清算部分対象外国関係法人又は同項第十号に規定する清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日と同項第十一号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第二十五条の二十七第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十条の七第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第八項各号列記以外の部分」に、「第八項第四号」を「第六項第四号」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十五条の二十二の三第四項」を「第二十五条の二十二の三第二項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十五条の二十二の三第五項」を「第二十五条の二十二の三第三項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四十条の七第八項第一号」に、「第二十五条の二十二の三第六項」を「第二十五条の二十二の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に、「第四十条の七第六項第二号」を「第四十条の七第八項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十条の七第六項第二号」を「第四十条の七第八項第二号」に、「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十条の七第六項第四号」を「第四十条の七第八項第四号」に、「第二十五条の二十二の三第七項又は第十項」を「第二十五条の二十二の三第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第二十五条の二十二の三第十一項及び第十二項」を「第二十五条の二十二の三第九項及び第十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第二十五条の二十二の三第十三項」を「第二十五条の二十二の三第十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第二十五条の二十二の三第十四項」を「第二十五条の二十二の三第十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第二十五条の二十二の三第十五項」を「第二十五条の二十二の三第十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第二十五条の二十二の三第十六項」を「第二十五条の二十二の三第十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第二十五条の二十二の三第十七項」を「第二十五条の二十二の三第十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第二十五条の二十二の三第十八項」を「第二十五条の二十二の三第十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第二十五条の二十二の三第十九項」を「第二十五条の二十二の三第十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第二十五条の二十二の三第二十項」を「第二十五条の二十二の三第十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第二十五条の二十二の三第二十一項」を「第二十五条の二十二の三第十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第二十五条の二十二の三第二十二項」を「第二十五条の二十二の三第十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第二十五条の二十二の三第二十三項」を「第二十五条の二十二の三第二十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十五条の二十二の三第二十四項」を「第二十五条の二十二の三第二十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十五条の二十二の三第二十五項」を「第二十五条の二十二の三第二十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十五条の二十二の三第二十六項」を「第二十五条の二十二の三第二十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十五条の二十二の三第二十七項」を「第二十五条の二十二の三第二十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第二十五条の二十二の三第二十八項」を「第二十五条の二十二の三第二十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第二十五条の二十二の三第二十九項」を「第二十五条の二十二の三第二十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第二十五条の二十二の三第三十項」を「第二十五条の二十二の三第二十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第二十五条の二十二の三第三十一項」を「第二十五条の二十二の三第二十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第二十五条の二十二の三第三十二項」を「第二十五条の二十二の三第二十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「第二十五条の二十二の三第三十三項」を「第二十五条の二十二の三第三十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「第二十五条の二十二の三第三十四項」を「第二十五条の二十二の三第三十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「第二十五条の二十二の三第三十五項」を「第二十五条の二十二の三第三十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「第二十五条の二十二の三第三十六項」を「第二十五条の二十二の三第三十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「第二十五条の二十二の三第三十七項」を「第二十五条の二十二の三第三十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「第二十五条の二十二の三第三十八項」を「第二十五条の二十二の三第三十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「第二十五条の二十二の三第三十九項」を「第二十五条の二十二の三第三十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「第二十五条の二十二の三第四十項」を「第二十五条の二十二の三第三十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「第二十五条の二十二の三第四十一項」を「第二十五条の二十二の三第三十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項中「第二十五条の二十二の三第四十二項」を「第二十五条の二十二の三第三十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十一項中「第二十五条の二十二の三第四十三項」を「第二十五条の二十二の三第四十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十二項中「第二十五条の二十二の三第四十四項」を「第二十五条の二十二の三第四十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十三項中「第二十五条の二十二の三第四十五項」を「第二十五条の二十二の三第四十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「第二十五条の二十二の三第四十六項」を「第二十五条の二十二の三第四十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「第二十五条の二十二の三第四十七項」を「第二十五条の二十二の三第四十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「第二十五条の二十二の三第四十八項」を「第二十五条の二十二の三第四十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十七項中「第二十五条の二十二の三第四十九項」を「第二十五条の二十二の三第四十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十八項中「第二十五条の二十二の三第五十項」を「第二十五条の二十二の三第四十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十九項中「第二十五条の二十二の三第五十一項」を「第二十五条の二十二の三第四十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十項中「第二十五条の二十二の三第五十二項」を「第二十五条の二十二の三第四十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十一項中「第二十五条の二十二の三第五十三項」を「第二十五条の二十二の三第五十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十二項中「第二十五条の二十二の三第五十四項」を「第二十五条の二十二の三第五十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十三項中「第二十五条の二十二の三第五十五項」を「第二十五条の二十二の三第五十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十四項中「第二十五条の二十二の三第五十六項」を「第二十五条の二十二の三第五十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十五項中「第二十五条の二十二の三第五十七項」を「第二十五条の二十二の三第五十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十六項中「第二十五条の二十二の三第五十八項」を「第二十五条の二十二の三第五十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十七項中「第二十五条の二十二の三第五十九項」を「第二十五条の二十二の三第五十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十八項中「第二十五条の二十二の三第六十項」を「第二十五条の二十二の三第五十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十九項中「第二十五条の二十二の三第六十一項」を「第二十五条の二十二の三第五十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十項中「第二十五条の二十二の三第六十二項」を「第二十五条の二十二の三第五十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十一項中「第二十五条の二十二の三第六十三項」を「第二十五条の二十二の三第六十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十二項中「第二十五条の二十二の三第六十四項」を「第二十五条の二十二の三第六十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十三項中「第二十五条の二十二の三第六十五項」を「第二十五条の二十二の三第六十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十四項中「第二十五条の二十二の三第六十六項」を「第二十五条の二十二の三第六十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十五項中「第二十五条の二十二の三第六十七項」を「第二十五条の二十二の三第六十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十六項中「第二十五条の二十二の三第六十八項」を「第二十五条の二十二の三第六十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十七項中「第二十五条の二十二の三第六十九項」を「第二十五条の二十二の三第六十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十八項中「第二十五条の二十二の三第七十項」を「第二十五条の二十二の三第六十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十九項中「第二十五条の二十二の三第七十一項」を「第二十五条の二十二の三第六十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項中「第二十五条の二十二の三第七十二項」を「第二十五条の二十二の三第六十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十一項中「第二十五条の二十二の三第七十三項」を「第二十五条の二十二の三第七十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十二項中「第二十五条の二十二の三第七十四項」を「第二十五条の二十二の三第七十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十三項中「第二十五条の二十二の三第七十五項」を「第二十五条の二十二の三第七十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十四項中「第二十五条の二十二の三第七十六項」を「第二十五条の二十二の三第七十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十五項中「第二十五条の二十二の三第七十七項」を「第二十五条の二十二の三第七十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十六項中「第二十五条の二十二の三第七十八項」を「第二十五条の二十二の三第七十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十七項中「第二十五条の二十二の三第七十九項」を「第二十五条の二十二の三第七十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十八項中「第二十五条の二十二の三第八十項」を「第二十五条の二十二の三第七十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十九項中「第二十五条の二十二の三第八十一項」を「第二十五条の二十二の三第七十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十項中「第二十五条の二十二の三第八十二項」を「第二十五条の二十二の三第七十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十一項中「第二十五条の二十二の三第八十三項」を「第二十五条の二十二の三第八十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十二項中「第二十五条の二十二の三第八十四項」を「第二十五条の二十二の三第八十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十三項中「第二十五条の二十二の三第八十五項」を「第二十五条の二十二の三第八十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十四項中「第二十五条の二十二の三第八十六項」を「第二十五条の二十二の三第八十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十五項中「第二十五条の二十二の三第八十七項」を「第二十五条の二十二の三第八十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十六項中「第二十五条の二十二の三第八十八項」を「第二十五条の二十二の三第八十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十七項中「第二十五条の二十二の三第八十九項」を「第二十五条の二十二の三第八十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十八項中「第二十五条の二十二の三第九十項」を「第二十五条の二十二の三第八十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十九項中「第二十五条の二十二の三第九十一項」を「第二十五条の二十二の三第八十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十項中「第二十五条の二十二の三第九十二項」を「第二十五条の二十二の三第八十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十一項中「第二十五条の二十二の三第九十三項」を「第二十五条の二十二の三第九十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十二項中「第二十五条の二十二の三第九十四項」を「第二十五条の二十二の三第九十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十三項中「第二十五条の二十二の三第九十五項」を「第二十五条の二十二の三第九十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十四項中「第二十五条の二十二の三第九十六項」を「第二十五条の二十二の三第九十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十五項中「第二十五条の二十二の三第九十七項」を「第二十五条の二十二の三第九十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第九十六項中「第二十五条の二十二の三第九十八項」を「第二十五条の二十二の三第九十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条第九十七項中「第二十五条の二十二の三第九十九項」を「第二十五条の二十二の三第九十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第九十八項中「第二十五条の二十二の三第百項」を「第二十五条の二十二の三第九十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十九項中「第二十五条の二十二の三第百一項」を「第二十五条の二十二の三第九十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十七項とし、同条第百項中「第二十五条の二十二の三第百二項」を「第二十五条の二十二の三第九十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第百一項中「第二十五条の二十二の三第百三項」を「第二十五条の二十二の三第百項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第九十九項とし、同条第百二項中「第二十五条の二十二の三第百四項」を「第二十五条の二十二の三第百一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百項とし、同条第百三項中「第二十五条の二十二の三第百五項」を「第二十五条の二十二の三第百二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百一項とし、同条第百四項中「第二十五条の二十二の三第百六項」を「第二十五条の二十二の三第百三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二項とし、同条第百五項中「第二十五条の二十二の三第百七項」を「第二十五条の二十二の三第百四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三項とし、同条第百六項中「第二十五条の二十二の三第百八項」を「第二十五条の二十二の三第百五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四項とし、同条第百七項中「第二十五条の二十二の三第百九項」を「第二十五条の二十二の三第百六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百五項とし、同条第百八項中「第二十五条の二十二の三第百十項」を「第二十五条の二十二の三第百七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百六項とし、同条第百九項中「第二十五条の二十二の三第百十一項」を「第二十五条の二十二の三第百八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百七項とし、同条第百十項中「第二十五条の二十二の三第百十二項」を「第二十五条の二十二の三第百九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百八項とし、同条第百十一項中「第二十五条の二十二の三第百十三項」を「第二十五条の二十二の三第百十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百九項とし、同条第百十二項中「第二十五条の二十二の三第百十四項」を「第二十五条の二十二の三第百十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十項とし、同条第百十三項中「第二十五条の二十二の三第百十五項」を「第二十五条の二十二の三第百十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十一項とし、同条第百十四項中「第二十五条の二十二の三第百十六項」を「第二十五条の二十二の三第百十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十二項とし、同条第百十五項中「第二十五条の二十二の三第百十七項」を「第二十五条の二十二の三第百十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十三項とし、同条第百十六項中「第二十五条の二十二の三第百十八項」を「第二十五条の二十二の三第百十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十四項とし、同条第百十七項中「第二十五条の二十二の三第百十九項」を「第二十五条の二十二の三第百十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十五項とし、同条第百十八項中「第二十五条の二十二の三第百二十項」を「第二十五条の二十二の三第百十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十六項とし、同条第百十九項中「第二十五条の二十二の三第百二十一項」を「第二十五条の二十二の三第百十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十七項とし、同条第百二十項中「第二十五条の二十二の三第百二十二項」を「第二十五条の二十二の三第百十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十八項とし、同条第百二十一項中「第二十五条の二十二の三第百二十三項」を「第二十五条の二十二の三第百二十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百十九項とし、同条第百二十二項中「第二十五条の二十二の三第百二十四項」を「第二十五条の二十二の三第百二十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十項とし、同条第百二十三項中「第二十五条の二十二の三第百二十五項」を「第二十五条の二十二の三第百二十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十一項とし、同条第百二十四項中「第二十五条の二十二の三第百二十六項」を「第二十五条の二十二の三第百二十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十二項とし、同条第百二十五項中「第二十五条の二十二の三第百二十七項」を「第二十五条の二十二の三第百二十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十三項とし、同条第百二十六項中「第二十五条の二十二の三第百二十八項」を「第二十五条の二十二の三第百二十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十四項とし、同条第百二十七項中「第二十五条の二十二の三第百二十九項」を「第二十五条の二十二の三第百二十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十五項とし、同条第百二十八項中「第二十五条の二十二の三第百三十項」を「第二十五条の二十二の三第百二十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十六項とし、同条第百二十九項中「第二十五条の二十二の三第百三十一項」を「第二十五条の二十二の三第百二十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十七項とし、同条第百三十項中「第二十五条の二十二の三第百三十二項」を「第二十五条の二十二の三第百二十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十八項とし、同条第百三十一項中「第二十五条の二十二の三第百三十三項」を「第二十五条の二十二の三第百三十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百二十九項とし、同条第百三十二項中「第二十五条の二十二の三第百三十四項」を「第二十五条の二十二の三第百三十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十項とし、同条第百三十三項中「第二十五条の二十二の三第百三十五項」を「第二十五条の二十二の三第百三十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十一項とし、同条第百三十四項中「第二十五条の二十二の三第百三十六項」を「第二十五条の二十二の三第百三十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十二項とし、同条第百三十五項中「第二十五条の二十二の三第百三十七項」を「第二十五条の二十二の三第百三十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十三項とし、同条第百三十六項中「第二十五条の二十二の三第百三十八項」を「第二十五条の二十二の三第百三十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十四項とし、同条第百三十七項中「第二十五条の二十二の三第百三十九項」を「第二十五条の二十二の三第百三十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十五項とし、同条第百三十八項中「第二十五条の二十二の三第百四十項」を「第二十五条の二十二の三第百三十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十六項とし、同条第百三十九項中「第二十五条の二十二の三第百四十一項」を「第二十五条の二十二の三第百三十八項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十七項とし、同条第百四十項中「第二十五条の二十二の三第百四十二項」を「第二十五条の二十二の三第百三十九項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十八項とし、同条第百四十一項中「第二十五条の二十二の三第百四十三項」を「第二十五条の二十二の三第百四十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百三十九項とし、同条第百四十二項中「第二十五条の二十二の三第百四十四項」を「第二十五条の二十二の三第百四十一項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十項とし、同条第百四十三項中「第二十五条の二十二の三第百四十五項」を「第二十五条の二十二の三第百四十二項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十一項とし、同条第百四十四項中「第二十五条の二十二の三第百四十六項」を「第二十五条の二十二の三第百四十三項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十二項とし、同条第百四十五項中「第二十五条の二十二の三第百四十七項」を「第二十五条の二十二の三第百四十四項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十三項とし、同条第百四十六項中「第二十五条の二十二の三第百四十八項」を「第二十五条の二十二の三第百四十五項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十四項とし、同条第百四十七項中「第二十五条の二十二の三第百四十九項」を「第二十五条の二十二の三第百四十六項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十五項とし、同条第百四十八項中「第二十五条の二十二の三第百五十項」を「第二十五条の二十二の三第百四十七項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第百四十六項とし、同条第百四十九項中「第二十五条の二十二の三第百五十一項」を「第二十五条の二十二の三第百